

議題 2

代決報告第 1 1 号

平成 2 7 年 7 月 8 日提出

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について、平成 2 7 年 6 月 2 6 日付で別添のとおり代決により実施することとしたので報告する。

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

1 補助執行を受ける事務

小河内小学校跡施設を活用した地域活性化に関する調査、企画及び総合調整に関する事務

2 承諾理由

中山間地域である小河内地区では、地域団体や区役所によって都市農村交流事業が行われており、今後とも魅力的な地域資源を生かした地域の活性化と若者の定住促進を図る必要がある。

一方、平成27年4月1日をもって廃校となった小河内小学校の跡施設は、地域の振興策を図る拠点施設であり、地域の活性化及びコミュニティーの核としての機能を発揮すると考えられることから、前述の目的を達成するためには、当該跡施設を活用することが非常に効果的・効率的である。

また、教育委員会（施設課）は、今後、当該跡施設の活用計画の作成及び改修を行う予定であり、これまで跡施設の改修に係る地元関係者との協議及び調整を行ってきた。

したがって、小河内小学校跡施設を活用した地域活性化に関する調査、企画及び総合調整に関する事務についても、当該跡施設を所管する教育委員会（施設課）が行うことにより、行政能率の向上、行政の一体性の確保を図ることができると考えられるため、これを承諾するものである。

3 実施期日

平成27年6月26日（6月議会の議決日）

<参考>

地方自治法第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。